破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第３７９５号
名古屋市守山区向台２丁目2108番地　シャトー天子田１－Ｆ号
債務者　永原　里子
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１３８号
秋田県横手市山内土渕字軽井沢51番地34
債務者　向川　　昇
1　決定年月日時　平成23年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（フ）第４０３号
山形県上山市四ツ谷２丁目２番１号
債務者　黒田　智子
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１５３号
千葉県木更津市桜井407番地11　オオトリハイツ101
債務者　山本　伶洋
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第１９２号
千葉県木更津市高砂１丁目７番６号
債務者　菅　　陽子（旧姓平野）
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第１９８号
千葉県君津市郡894番地
債務者　辻　　重之
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第１９９号
千葉県君津市郡894番地
債務者　辻　　信子
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第２０４号
千葉県木更津市矢那3584番地
債務者　鳥海　美果
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第３５４８号
愛知県愛西市諏訪町中杁290番地１　高彦ハイツ202号
債務者　舘林　文夫
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７号
愛知県豊田市神池町２丁目1202番地１　県営神池住宅１―201号
債務者　小屋敷章二
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第２２０号
鹿児島県霧島市隼人町姫城590番地３　天降川アパート101号室
債務者　内野　高博
1　決定年月日時　平成23年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第３号
鹿児島県霧島市国分中央３丁目37番５号　中央ハイツ平川103号
債務者　立花賀津雄
1　決定年月日時　平成23年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第７８号
岩手県久慈市新井田３―21―８　ファミリーハイツＢ、住民票上の住所岩手県久慈市山形町霜畑第７地割１番地１
債務者　外舘　千春
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午前11時40分
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２２年（フ）第８３７号
愛知県幡豆郡一色町大字味浜字上乾地１番地２、従前の住所千葉県市川市下新宿22番４号カーザ・カスターニャⅢ－２号
債務者　榊原　勝利
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月28日午後１時40分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第６０４号
岡山市南区大福306番地３　プロニティ大福壱番館201
債務者　畑中　和美
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月23日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３５１１号
神奈川県綾瀬市吉岡1781番地12
債務者　渡部　史子
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３５６６号
神奈川県藤沢市辻堂元町１丁目３番13号
債務者　吉田　　滉
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部